平成23年９月29日

各　　位

会　社　名　テックファーム株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　千原　信悟
（ＪＡＳＤＡＱ・コード番号　３６２５）
問 合 せ 先　管　理　部　長　松本　圭太
（TEL．０３－３２００－２０１２）

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成23年９月29日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、特に有利な条件でストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、並びに会社法第361条の規定に基づき、取締役の報酬枠とは別枠にて当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、ストックオプションのための報酬等として新株予約権を付与することについて、承認を求める議案を平成23年10月21日開催予定の当社第20回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上に資することを目的として、当社の取締役、従業員に対して新株予約権を無償で発行するものであります。

２．新株予約権の発行要領

（１）新株予約権の割当対象者

当社の取締役及び従業員とする。

（２）新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

（３）新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式360株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

（４）新株予約権の総数

360個を上限とする。なお、この内、当社取締役に付与する新株予約権は300個を上限とする。（新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、１株とする。ただし、上記（３）に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行うものとする。）

（５）新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

（６）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

（７）新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から２年を経過した日より10年以内とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

（８）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役、監査役もしくは従業員、又は当社の関係会社取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職等、当社取締役会が特に認めたものに限り新株予約権を行使することができるものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、当社取締役会が特に認めたものに限りその相続人が新株予約権を行使できるものとする。

③ 新株予約権者は、行使時において禁錮以上の刑に処せられたことがなく、かつ、法令又は当社の内部規律に違反し、懲戒処分を受けたことがないものとする。

④ その他の条件については、本株主総会決議及び新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（９）新株予約権の取得条件

① 当社は、新株予約権者が上記（８）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画又は分割契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、もしくは株式移転計画の議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき。）は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得できるものとする。

（10）新株予約権の譲渡制限

譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

（11）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(12) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は、新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

② 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④ 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記（６）に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑤ 交付する新株予約権の行使期間
上記（７）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（７）に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（11）に準じて決定する。

⑦ 交付する新株予約権の行使の条件
上記（８）に準じて決定する。

⑧ 交付する新株予約権の取得
上記（９）に準じて決定する。

⑨ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(13) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の株に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を基に、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(15) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会でその他の募集事項と併せて定めるものとする。

（注）上記の内容については、平成23年10月21日開催予定の当社第20回定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以　　上